



医政医発 1018 第 4 号  
医政歯発 1018 第 2 号  
薬生総発 1018 第 2 号  
平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局  
医 事 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医政局  
歯 科 保 健 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局  
総 務 課 長  
( 公 印 省 略 )

平成 30 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。



記

- 1 届出義務のある者 日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項 平成 30 年 12 月 31 日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 住所地の保健所又は従業地の保健所
- 4 届出の期限 平成 31 年 1 月 15 日

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 担当者様

厚生労働省  
医政局 医事課  
医政局 歯科保健課  
医薬・生活衛生局 総務課  
医師・歯科医師・薬剤師届出担当

平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師届出リーフレットについて（送付）

医師・歯科医師・薬剤師届出の実施につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

届出対象である、医師・歯科医師・薬剤師の方に周知・広報を行っていただくよう、リーフレットを送付いたします。こちらを御活用いただき届出漏れのないよう、幅広く周知・広報をお願いいたします。

今後とも、当届出の実施につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

厚生労働省医政局医事課  
医政局歯科保健課  
医薬・生活衛生局総務課  
医師・歯科医師・薬剤師届出担当  
代表電話：03-5253-1111（内線 7523、7515）  
直通電話：03-3595-2958  
E-mail：sanshi@mhlw.go.jp

届出のお願い

# 医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

平成30年12月31日現在の状況をお知らせください。

**対象** 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方  
※ 現在、就労していない方も含みます。

**届出の期限** 平成31年1月15日（火）まで

Q & A

## Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

## Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

## Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療  
> 医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/tp181016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

